

地域別構想

第1章

地区区分について

本計画の地区区分は、次の4地区に区分して構想します。

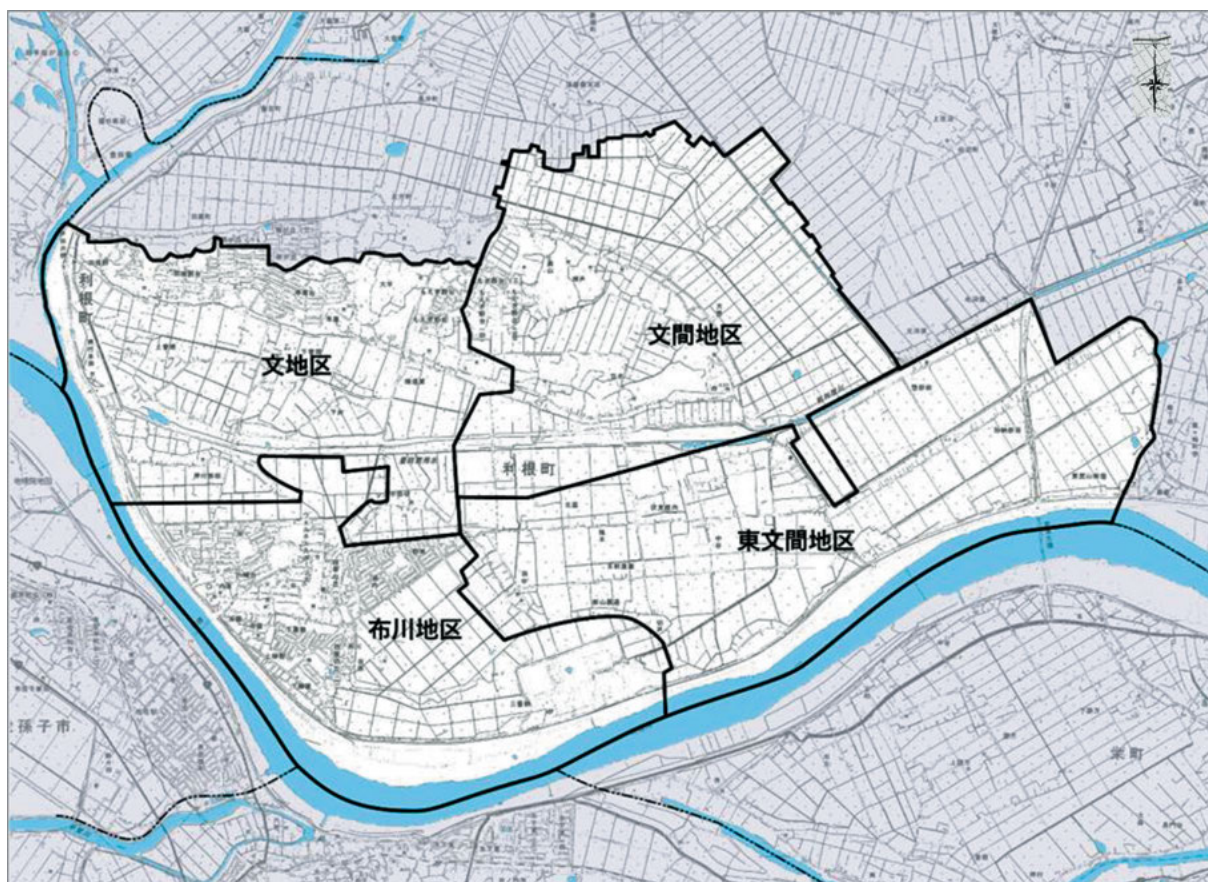
1
文地区

2
布川地区

3
文間地区

4
東文間地区

図4-1 地区区分図



1. 文地区

(1) 人口

平成27年国勢調査による文地区の人口は4,812人で、このうち男は2,333人、女は2,479人となっています。

また、年少人口率は7.8%、生産年齢人口比率は46.8%、高齢化率は43.4%となっています。人口密度は8.55人/ha、高齢人口密度3.71人/haです。

図4-2 人口ピラミッド

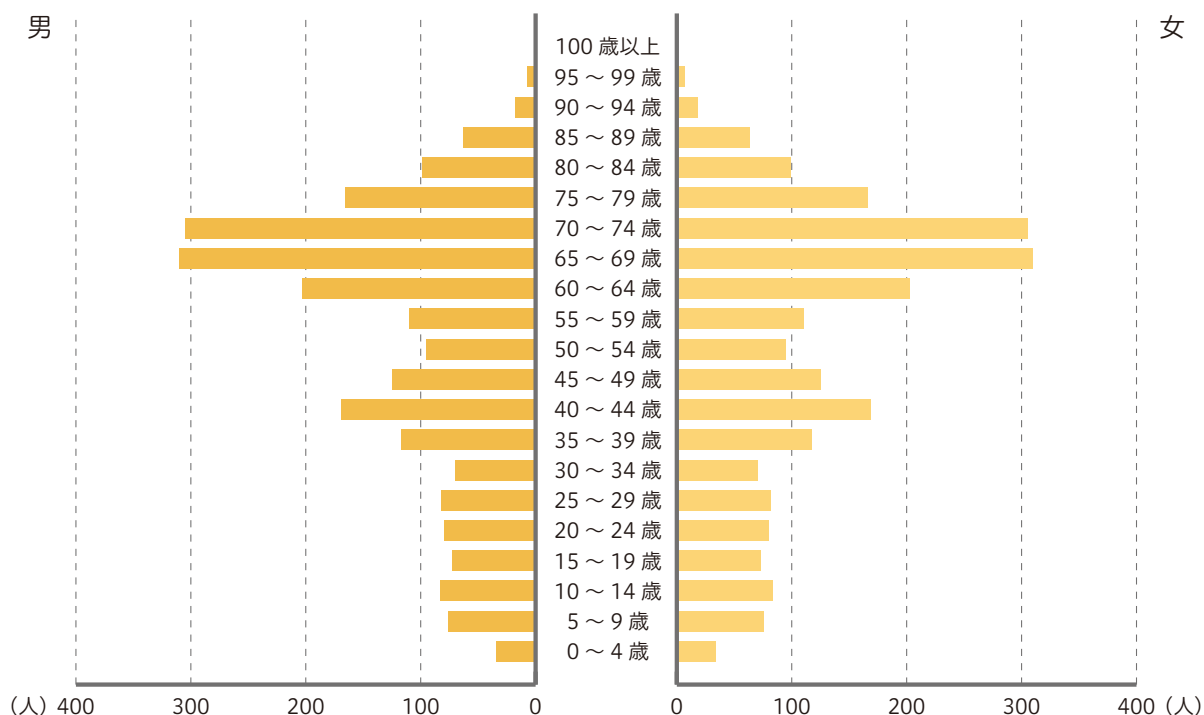
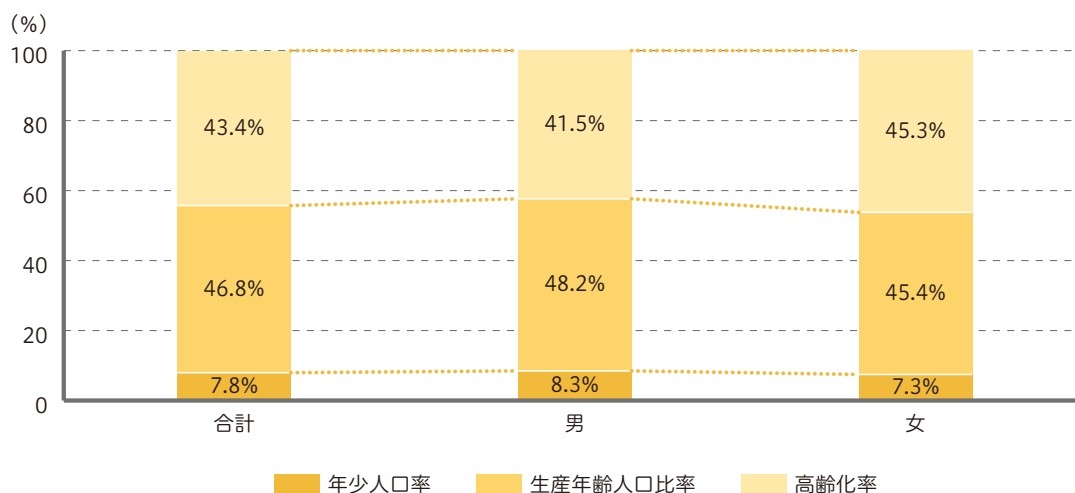


図4-3 年齢3階層構成図



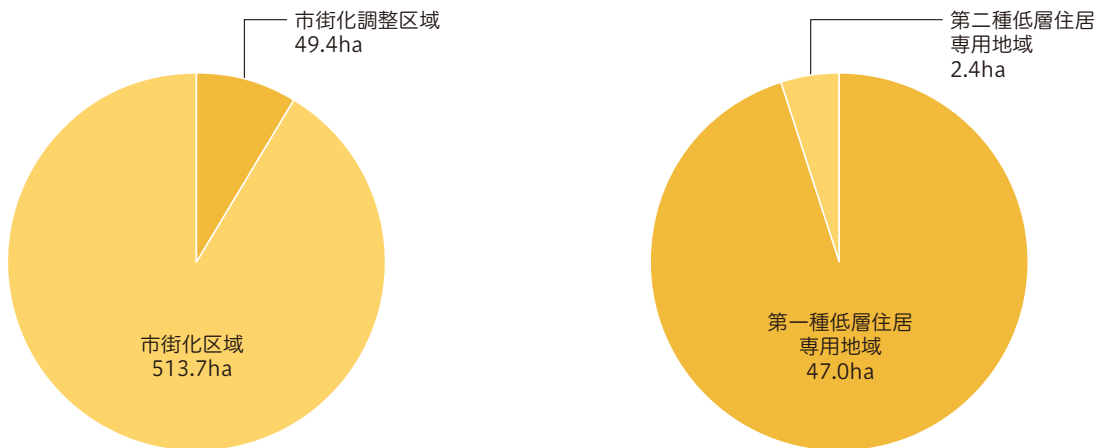
資料：平成27年国勢調査

(2) 土地利用

本地域563.1haのうち、49.4ha(8.8%)は市街化区域に指定され、残りの513.7ha(91.2%)は市街化調整区域となっています。

市街化区域は全域用途地域に指定され、第一種低層住居専用地域が47.0ha(95.1%)、第二種低層住居専用地域が2.4ha(4.9%)となっています。

図4-4 区域、用途地域の構成



※第一種低層住居専用地域及び、第二種低層住居専用地域については、巻末資料用途地域内の建築物の用途制限一覧表を参照。

表4-1 文地区の人口等の諸指標

項目		区分	合計	男	女
人口	総数(人)		4,812	2,333	2,479
	15歳未満(人)		374	193	181
	15~64歳(人)		2,250	1,124	1,126
	65歳以上(人)		2,090	968	1,122
	75歳以上(人)		814	353	461
	85歳以上(人)		249	88	161
	外国人(人)		34	19	15
	年少人口率(%)		7.8	8.3	7.3
生産年齢人口比率(%)		46.8	48.2	45.4	
高齢化率(%)		43.4	41.5	45.3	
人口密度(人/ha)		8.55	4.14	4.40	
高齢人口密度(人/ha)		3.71	1.72	1.99	
後期高齢者人口密度(人/ha)		1.45	0.63	0.82	

資料：平成27年国勢調査

2. 布川地区

(1) 人口

平成27年国勢調査による布川地区の人口は7,425人で、このうち男は3,668人、女は3,757人となっています。

また、年少人口率は7.8%、生産年齢人口比率は49.8%、高齢化率は40.4%となっています。人口密度は12.73人/ha、老齢人口密度5.14人/haです。

図4-5 人口ピラミッド

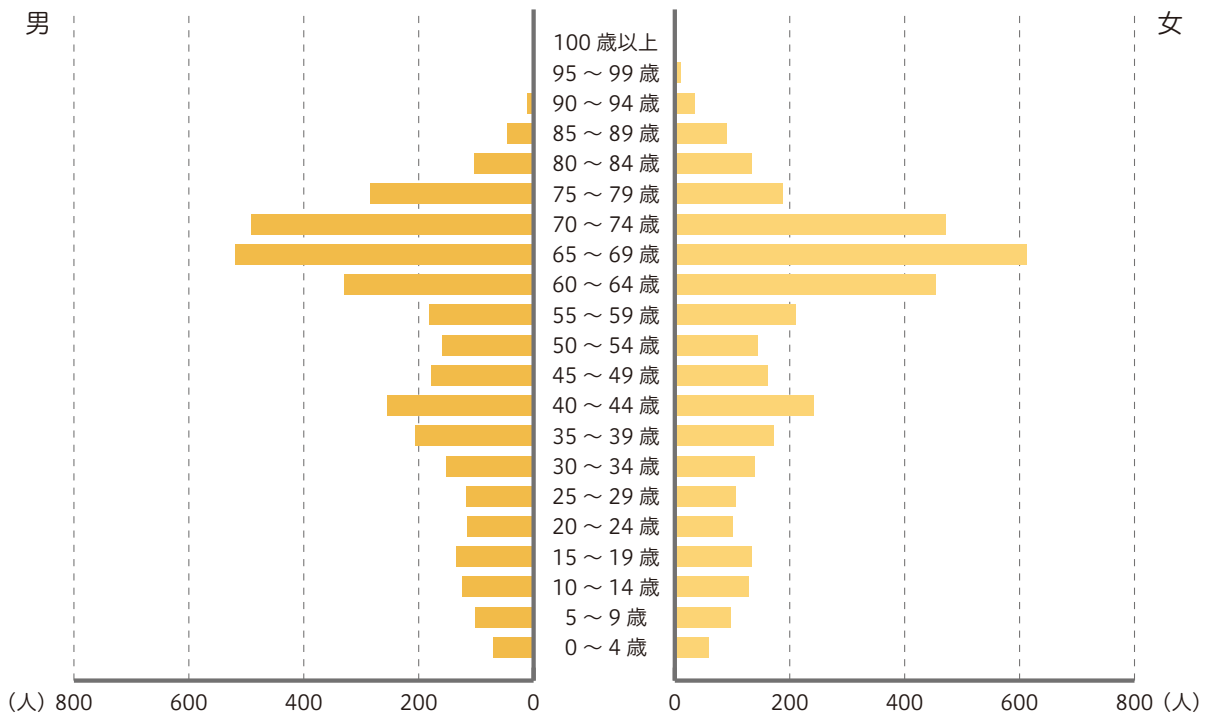
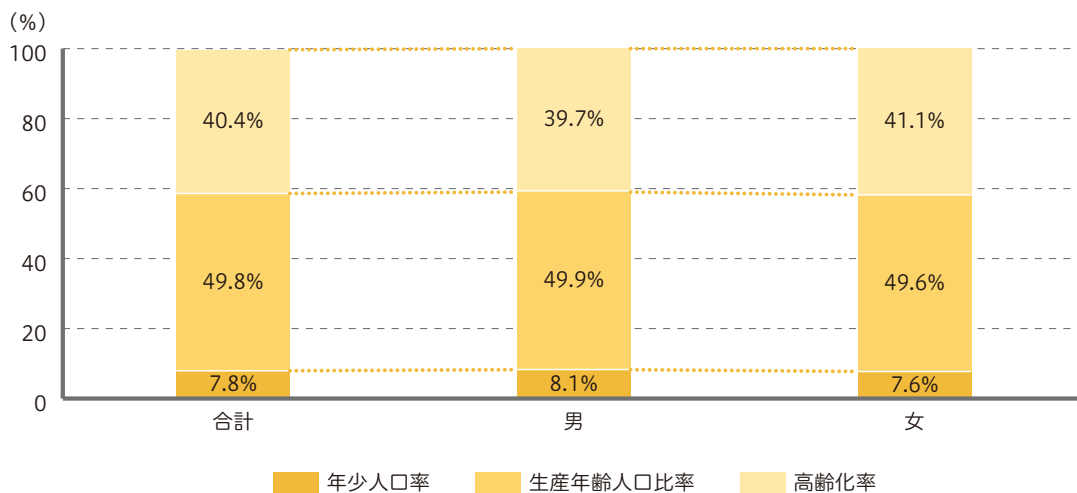


図4-6 年齢3階層構成図



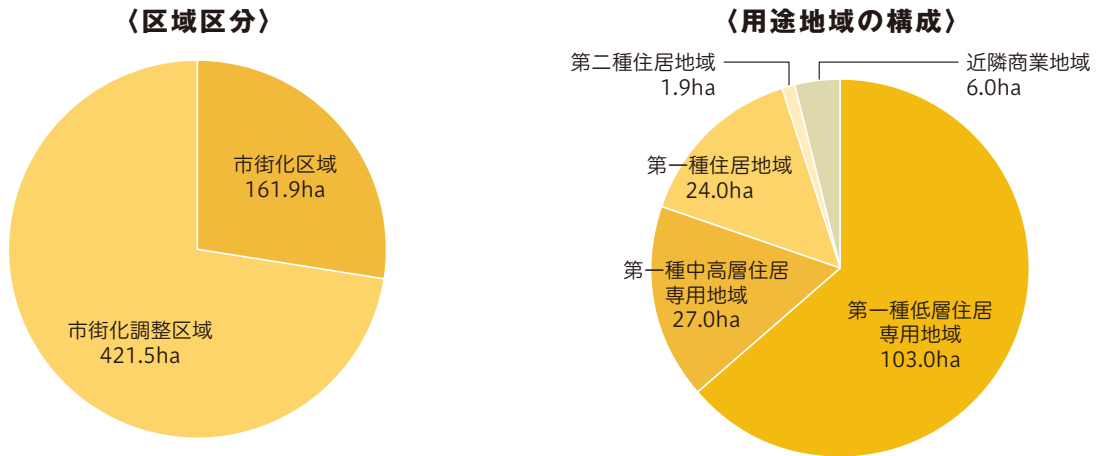
資料：平成27年国勢調査

(2) 土地利用

本地域583.4haのうち、161.9ha(27.8%)は市街化区域に指定され、残りの421.5ha(72.2%)は市街化調整区域となっています。

市街化区域は全域用途地域に指定され、第一種低層住居専用地域103.0ha(63.6%)、第一種中高層住居専用地域27.0ha(16.7%)、第一種住居地域24.0ha(14.8%)、第二種住居地域1.9ha(1.2%)、近隣商業地域6.0ha(3.7%)となっています。

図4-7 区域,用途地域の構成



※第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域については、巻末資料用途地域内の建築物の用途制限一覧表を参照。

表4-2 布川地区の人口等の諸指標

項目		区分	合計	男	女
人口	総数(人)		7,425	3,668	3,757
	15歳未満(人)		580	296	284
	15~64歳(人)		3,694	1,831	1,863
	65歳以上(人)		3,000	1,457	1,543
	75歳以上(人)		907	447	460
	85歳以上(人)		198	60	138
	外国人(人)		94	66	28
年少人口率(%)			7.8	8.1	7.6
生産年齢人口比率(%)			49.8	49.9	49.6
高齢化率(%)			40.4	39.7	41.1
人口密度(人/ha)			12.73	6.29	6.44
老齢人口密度(人/ha)			5.14	2.50	2.64
後期高齢者人口密度(人/ha)			1.55	0.77	0.79

資料：平成27年国勢調査

3. 文間地区

(1) 人口

平成27年国勢調査による文間地区の人口は2,691人で、このうち男は1,321人、女は1,370人となっています。

また、年少人口率は13.6%、生産年齢人口比率は55.1%、高齢化率は24.7%となっています。人口密度は4.32人/ha、高齢人口密度1.07人/haです。

図4-8 人口ピラミッド

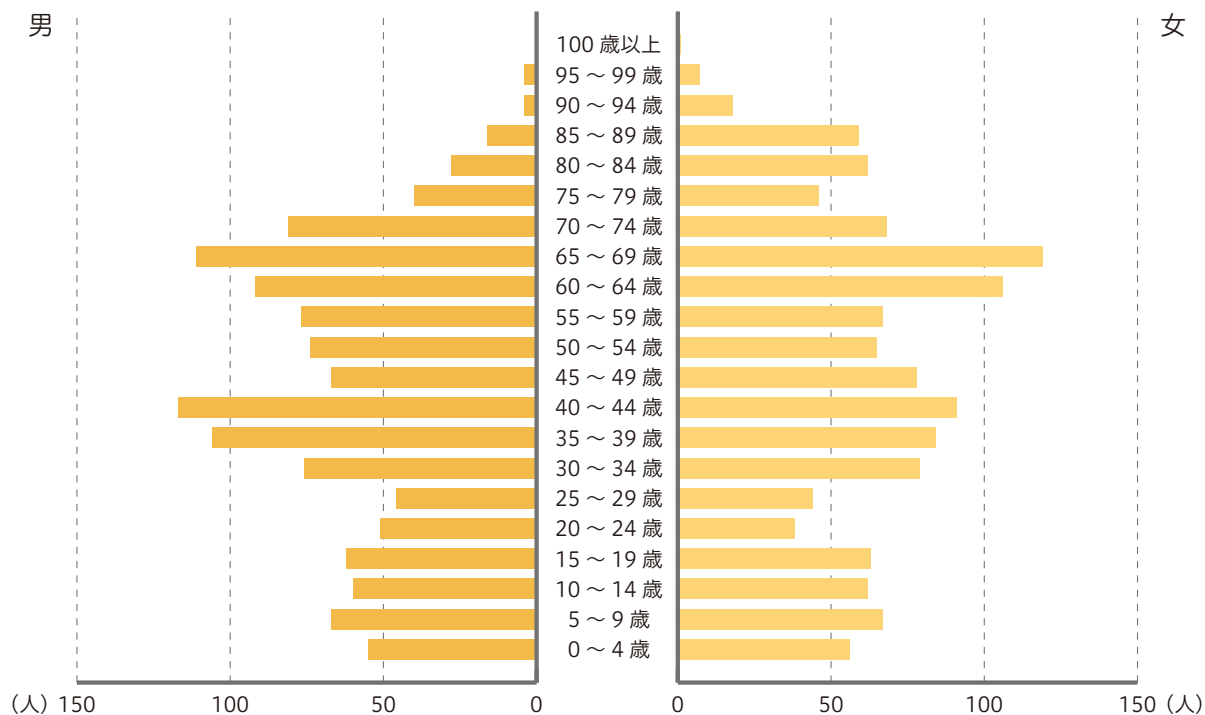
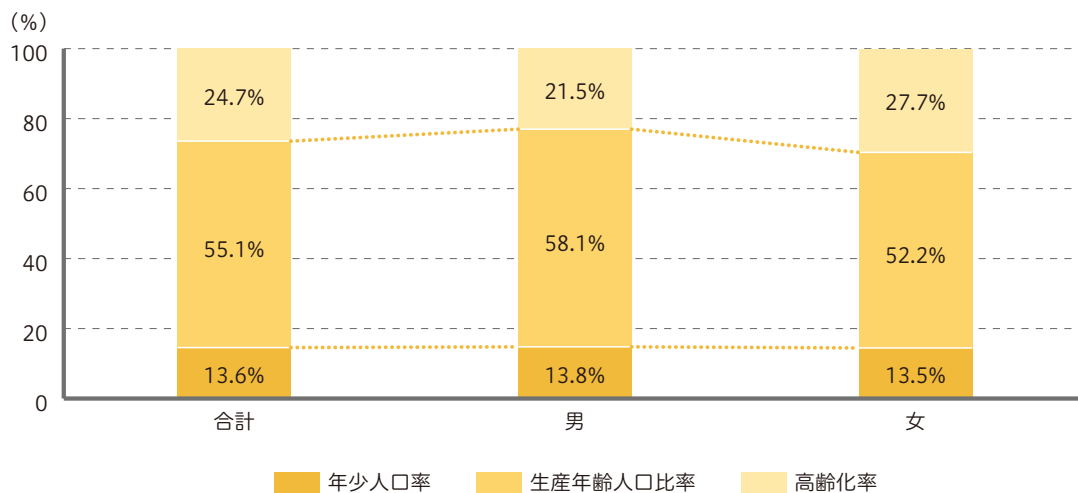


図4-9 年齢3階層構成図



資料：平成27年国勢調査

(2) 土地利用

本地区623.4haは、すべて市街化調整区域となっています。

表4-3 文間地区の人口等の諸指標

項目		区分	合計	男	女
人口	総数(人)		2,691	1,321	1,370
	15歳未満(人)		367	182	185
	15～64歳(人)		1,483	768	715
	65歳以上(人)		664	284	380
	75歳以上(人)		285	92	193
	85歳以上(人)		109	24	85
	外国人(人)		22	7	15
年少人口率(%)			13.6	13.8	13.5
生産年齢人口比率(%)			55.1	58.1	52.2
高齢化率(%)			24.7	21.5	27.7
人口密度(人/ha)			4.32	2.12	2.20
老齢人口密度(人/ha)			1.07	0.46	0.61
後期高齢者人口密度(人/ha)			0.46	0.15	0.31

資料：平成27年国勢調査

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

4. 東文間地区

(1) 人口

平成27年国勢調査による東文間地区の人口は1,385人で、このうち男は659人、女は726人となっています。

また、年少人口率は7.6%、生産年齢人口比率は54.7%、高齢化率は34.5%となっています。人口密度は1.92人/ha、高齢人口密度0.66人/haです。

図4-10 人口ピラミッド

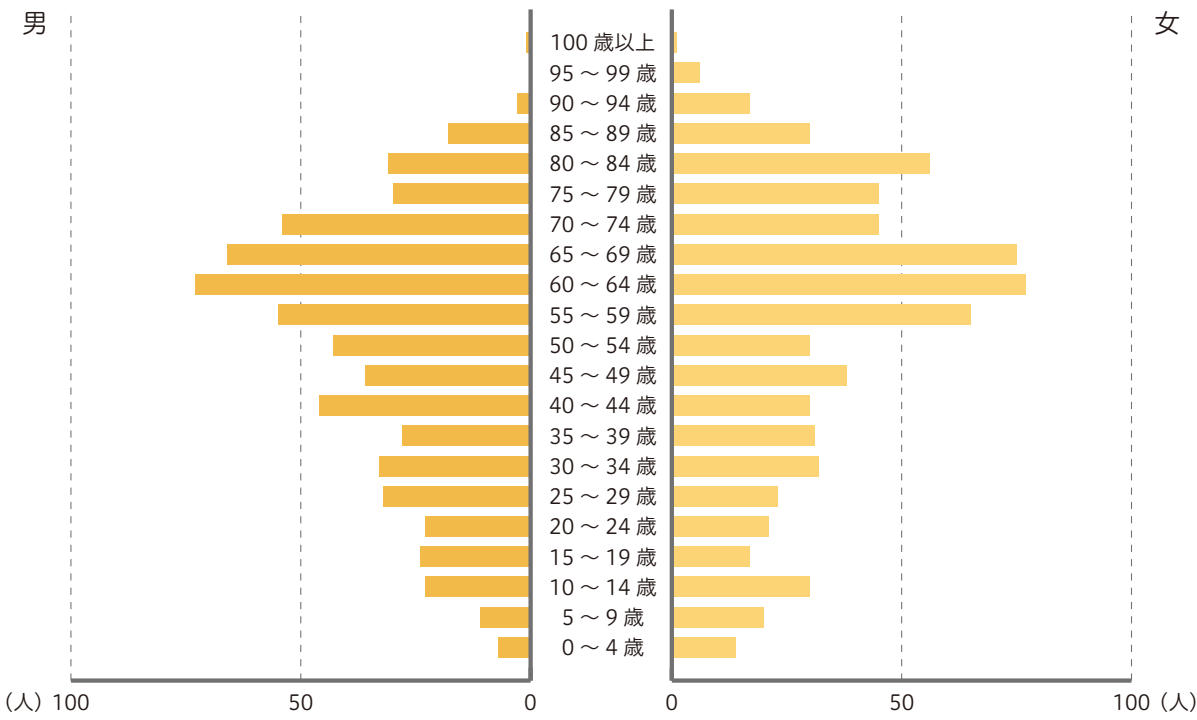
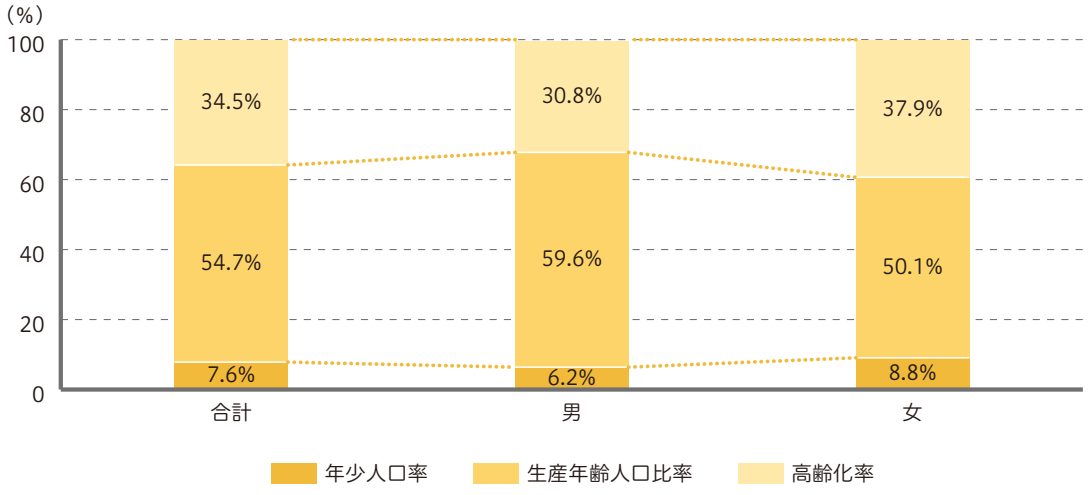


図4-11 年齢3階層構成図



資料：平成27年国勢調査

(2) 土地利用

本地区720.1haは、すべて市街化調整区域となっています。

表4-4 東文間地区の人口等の諸指標

項目		区分	合計	男	女
人口	総数(人)		1,385	659	726
	15歳未満(人)		105	41	64
	15～64歳(人)		757	393	364
	65歳以上(人)		478	203	275
	75歳以上(人)		238	83	155
	85歳以上(人)		76	22	54
	外国人(人)		0	0	0
年少人口率(%)			7.6	6.2	8.8
生産年齢人口比率(%)			54.7	59.6	50.1
高齢化率(%)			34.5	30.8	37.9
人口密度(人/ha)			1.92	0.92	1.01
老齢人口密度(人/ha)			0.66	0.28	0.38
後期高齢者人口密度(人/ha)			0.33	0.12	0.22

資料：平成27年国勢調査

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

第2章

地区別方針

1. 文地区の将来像と都市整備方針

(1) 地区の将来像

文地区の将来像は、次のとおりとします。

～安全で安心な生活環境と賑わいを誘う 交流拠点のあるまち～

【将来像達成に向けた重点課題】

- 大平地区等の自然環境を活かし、人々が憩い、楽しめる交流拠点の整備
- 町道103号線の延伸を考慮した都市的土地利用
- 市街化調整区域の多様な自然環境の持続的な保全対策
- 高齢化に対応した生活機能の配備と人口の誘導に向けた土地利用
- 押付地区河川防災ステーションの整備に併せ、浸水想定区域外となる羽根野台・早尾台等の丘陵部地域に防災機能の配備
- 利根川・小貝川・新利根川等の河川や古街道や一里塚等旧跡をつなぐ公園・緑地ネットワーク形成

(2) 都市整備方針

地区の将来像を実現するための本地区の都市整備方針は、次のとおりです。

ア 土地利用の方針

(ア) 市街化区域内への居住の誘導

空家等の既存ストック活用を図るとともに、空家等所有者に対し適正な管理を呼びかける等、良好な住宅地の環境を維持しつつ、住居系用途地域内への居住誘導を図ります。

(イ) 一体的な都市的土地利用によるコンパクトな住区形成

早尾台等の住宅地と東部のもえぎ野台地区をつなぐ町道103号線の延伸計画に併せ、太平地区等の産業立地を考慮した土地利用を検討し、連担した都市的土地利用区域の形成を進めます。

このため、県道千葉竜ヶ崎線沿道、町道103号線の延伸路線沿道地区における交通アクセス性の向上等を踏まえ、地域の拠点整備の可能性について検討します。

(ウ) 幹線道路沿道への商業・サービス機能の配備

都市的土地利用区域の形成に併せ、県道千葉竜ヶ崎線沿道には、商業・サービス機能の立地を検討するとともに、健康増進センター等の保健医療関連施設を核とした企業立地に努める等、新たな産業創出の拠点づくりを検討します。

(エ) 産業誘致を考慮した土地利用

新たな就労の場づくりに向け、都市的土地利用の可能性を検討し、企業等の誘致を含めた産業創出のための立地環境の整備に努めます。

イ 道路・交通施設の整備方針

(ア) 北部住宅地域をつなぐ連絡道路の整備

早尾台ともえぎ野台をつなぐ町道103号線の延伸整備を図り、町北部の住宅地のアクセス性を高めます。

(イ) 町道の整備

生活道路が狭い地区にあっては、町民が安全に通行できるよう道路の拡幅や整備を図ります。

(ウ) 歩行者等の安全確保

高齢者等要配慮者が、安全に通行できる歩道、街路灯、標識等の施設整備を図ります。

(エ) 主要道路網の整備促進

中田切地区から押付新田地区を横断予定の県道取手東線バイパスの整備を促進していきます。

ウ 都市環境(公園・緑地・河川)の整備方針

(ア) 公園・緑地

■ 水辺公園の整備

上曽根地区から下流の新利根川沿川に水辺公園等の整備に併せ、観光消費施設を配備した観光レクリエーション拠点となる公園の整備を検討していきます。

■ 人と人がふれあう交流拠点の形成

利根川と小貝川の合流地点周辺の河川眺望景観を活かし、新利根川沿いのウォーキング・サイクルロードの整備と相まって、人々が憩い、集える場を創出する等、人と人とがふれあう交流拠点の形成を図ります。

また、ウォーキング・サイクルロードは、集落内に残る古街道等の古道、一里塚等の遺構とのネットワークを考慮したものとしていきます。

■ 既設公園の計画的な維持・管理

整備済みの公園については、長寿命化計画等に基づく効率的な維持管理を図ります。

(イ) 景観

■ 水辺景観

利根川や新利根川沿川の緑地や眺望の良い景観を活かし、水と緑の景観づくりを進めます。

■ 田園景観

優良な水田等の農地が広がる景観を活かすために、遊休農地の活用を図り、新利根川沿川の緑と一体化した景観農業振興地域整備計画等の作成について検討し、保全的形成に努めていきます。

■ 地域資源を活かした住区の景観

鎌倉街道や諏訪神社等の史跡や住宅地を囲む自然と調和の取れた住環境の形成に努めます。

■ 幹線道路沿道景観

県道千葉竜ヶ崎線沿道等において、景観を損なう恐れのある屋外広告物や未利用となった空き店舗等のあり方を含め、景観整備を考慮した協働のまちづくりの一環としての取組を進めます。

(ウ) 下水道

■ 生活排水処理の推進による生活環境の改善

費用対効果を十分見極めながら公共下水道基本計画に従った下水道の長寿命化を図る等、施設の維持保全に努めます。

(エ) その他の施設

県道千葉竜ヶ崎線と町道103号線の延伸整備を考慮し、商業・交流等新たな都市生活機能を持つ、拠点づくりを検討します。

(オ) 環境

■ 低炭素社会への取組

低炭素社会の実現に向け、自然エネルギーを活用した住区や公園緑地形成に努めます。このため、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり、公共交通や自転車の利用を促すための、環境づくりに取り組んでいきます。

■ 田園環境の保全

ホウネンエビ(豊年蝦)、ザリガニ、メダカ等が生息する水田や用水路や小川、池や沼等を整備し、生態系も考慮して水辺の環境を保全します。

エ 拠点整備の方針

(ア) 商業・サービス機能を備えた交流拠点の形成

県道千葉竜ヶ崎線沿道等への商業・サービス機能並びに災害時の防災機能等を備えた交流拠点の形成に向けた検討を行っていきます。

(イ) 公共施設が集まるコミュニティ拠点街区の整備

下曾根地区には、利根町図書館、利根町公民館等が立地しており、今後、文小学校等も含め公共施設が集まるコミュニティ拠点街区として、ユニバーサルデザイン等の導入により、すべての町民が利用しやすい公共施設立地街区整備に努めます。

(ウ) 利根川舟運と桜並木の整備された観光レクリエーション拠点づくり

押付地区河川防災ステーション整備に併せて、利根川舟運・地域づくり協議会構成市町と連携した観光レクリエーション拠点づくりを進めます。

オ 都市防災の整備方針

(ア) 押付地区河川防災ステーションの整備と機能拡充

押付地区河川防災ステーションの整備と機能拡充に併せて、災害時の緊急輸送基地ともなる船着場の整備を検討し、防災力強化に努めます。

(イ) コミュニティ防災拠点の整備

災害時の拠点となる押付地区河川防災ステーション整備を契機に、住区におけるコミュニティ防災環境に資する都市防災環境の整備を図ります。

(ウ) 建築物の耐震化・不燃化の推進と防災施設の拡充

建築物の耐震化・不燃化の推進を図るとともに、浸水想定区域外となる高台への防災施設、誘導設備の整備を図ります。

(エ) 公共空間におけるオープンスペースの確保

災害時の避難場所や延焼遮断帯の役割を担う公園等のオープンスペースを確保し、生活の安全性の向上を図ります。

カ 農業振興の方針

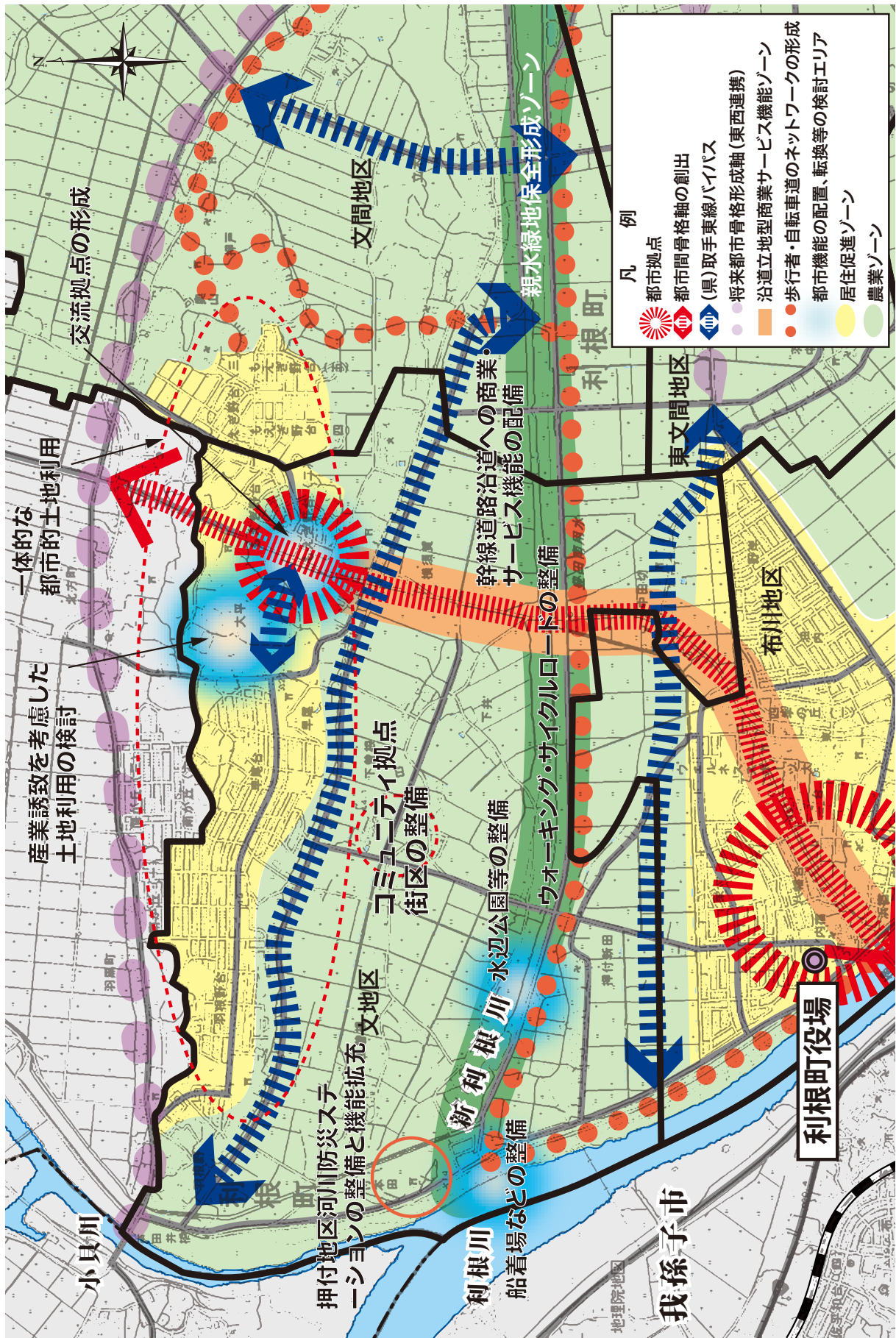
(ア) 農業基盤整備事業の推進

後継者対策や休耕田の解消とともに、農業の効率化と生産性の向上を図るため、湛水防除事業や農業基盤整備事業を実施し、これに併せて生活道路の拡幅整備を図ります。

(イ) 市民農園や体験農業等の検討

休耕地や転作農地等の有効活用について、市民農園や体験農業等への取組を展開します。

図4-12 文地区将来都市構造図



2. 布川地区の将来像と都市整備方針

(1) 地区の将来像

布川地区の将来像は、次のとおりとします。

～川風に心やすらぐ安全な生活環境を 提供する地域づくり～

【将来像達成に向けた重点課題】

- 自然災害等に備える都市防災機能の拡充
- 快適な生活環境の維持形成による居住誘導の促進対策
- 県道千葉竜ヶ崎線沿線への沿道サービス機能の集積
- 布川宿の歴史・文化資源を活用した地域の活性化方策

(2) 都市整備方針

地区の将来像を実現するための本地区の都市整備方針は、次のとおりです。

ア 土地利用の方針

(ア) 市街化区域内への居住の誘導

空家等の既存ストック活用を図るとともに、空家等所有者に対し適正な管理を呼びかける等、良好な住宅地の環境を維持しつつ、住居系用途地域内への居住誘導を図ります。

(イ) 既存ストックの有効活用による魅力の創出

リノベーション事業の推進等により、既存施設の利活用を推進するために、空き地や空き家を活用した生活支援機能等の拡充を図ります。

(ウ) 生活の利便性向上に資する生活支援機能等の適正配置

生活利便性の高い暮らしやすい住環境の形成に向けて、県道千葉竜ヶ崎線沿線等への商業・サービス等の生活支援機能等を誘導していきます。

(エ) 周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導

布川河岸で賑わった利根川舟運の拠点であった本町の歴史・文化に培われた布川宿の風土と面影を継承していくために、市街化区域における観光振興や移住・定住促進に資する空家等の有効活用を検討していきます。

(オ) 快適な住環境の形成

既存の白鷺の街, 利根ニュータウン, 利根フレッシュタウン, 四季の丘, 八幡台については, 安全で安心な生活空間を確保するとともに, 既存の生活拠点機能の活性化を図り, 安全で活力ある住宅地の形成を図ります。

イ 道路・交通施設の整備方針

(ア) 県道取手東線バイパスの整備

布川地区において県道取手東線の拡幅は困難であることから, 県道取手東線バイパスの整備を促進します。

(イ) 栄橋渋滞解消のための環境整備

わかりやすい案内板の設置等により若草大橋の利用を強力に促進し, 栄橋の渋滞解消を図ります。また, 栄橋の渋滞解消のため, 交通集中の分散化に向けた対策も合わせて検討していきます。

(ウ) 高齢者等の歩行者の安全確保

県道や町道の通行に課題がある区間について, 交通規制や歩道を設ける等の安全対策を図ります。また, 歩道等のバリアフリー化を図ります。

(エ) 利用しやすい公共交通ネットワーク

高齢社会の交通手段となる路線バス等生活交通の維持・確保をし, 誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図るため, 人工知能(AI)による新しい運航支援のあるバスや自動運転バス等の先進的な開発動向等にも注視し, その利用の可能性について検討していきます。

ウ 都市環境(公園・緑地・河川)の整備方針

(ア) 公園・緑地

■ 魅力ある公園・緑地の形成による多様な交流の促進

徳満寺周辺の緑の保全を図るとともに, 布川神社, 八坂神社, 来見寺や浅間神社等をつなぐ緑の維持保全を図ります。

■ 市街化区域内の都市公園

良好な住環境の維持継承に向け, 利根っ子公園や四季の丘公園等の都市公園の適正な管理に努め, 安心して子どもが活動できる施設とするとともに, 高齢社会において求められる住区基幹公園のあり方を検討していきます。

■ 連続性のある公園緑地ネットワーク整備

利根川沿いのウォーキング・サイクルロードとの連続性のある公園緑地ネットワーク整備に向け, 利根浄化センター施設や利根緑地を核にした交流拠点の形成を図ります。

■ 人と人がふれあう交流拠点の形成(利根緑地への交流拠点機能の拡充)

利根川の河川敷等を活用し、バーベキューガーデン等、町外からの交流人口を誘発する公園づくりを図るために、河川管理者及び民間事業者等の参画を得た観光消費型河川公園の整備を検討していきます。

■ 舟運を活用した観光レクリエーション拠点となる公園緑地

布川河岸で賑わった利根川舟運で活況を呈したまちの歴史に基づき、船着場やイベント広場を設置するとともに、町ゆかりの文化人、文化遺産をめぐり、地藏市や布川神社の大祭等の催事等を楽しむ観光レクリエーション拠点づくりを進めていきます。

■ 水辺公園等の緑地整備

新利根川沿川や沼地等の水辺環境を活かした公園緑地の整備を検討していきます。

(イ) 景観

■ 利根川沿川の河川景観

利根川の河川景観を維持継承していくために、河川敷の美化等、関係機関や町民との協働による河川景観づくりを検討していきます。

■ 地区特性を活かした景観づくり

本地区には、街道の要衝であった布川宿で、地域の風土をつなぐ歴史・文化にまつわる神社仏閣や遺構が残されており、これらを重要景観資源として利根川文化の保全と活用による景観づくりを図ります。

(ウ) 下水道

■ 生活排水処理の推進による生活環境の改善

費用対効果を十分見極めながら公共下水道基本計画に従った下水道の長寿命化を図る等、施設の維持保全に努めます。

(エ) その他の施設

■ 遊休施設・低未利用地の利活用の推進

民間が所有する空き地、空き店舗等の利活用を促進し、地区の活力を増幅するリノベーション方策について検討します。

(オ) 環境保全

■ 資源・エネルギー循環型の都市形成

3R活動の推進や環境負荷への町民の意識啓発等により、ごみ排出の削減、水質の保全を図ります。

エ 拠点整備の方針

(ア) 商店街の活性化

布川地区商店街をはじめとする地区の活性化を図るために、商工会を中心とする朝市、古民家再生等を活用し、地域の活性化を検討していきます。

(イ) 既存ストック有効活用

古民家カフェ、古民家レストランや民泊施設等の地域振興に資する既存ストックのリノベーションによる空き地や空き家を活用に向けた検討を重ねていきます。

(ウ) コミュニティの形成

町民のグループ活動をはじめ、子どもの遊び場やスポーツができる場、災害時の防災拠点等、コミュニティ活力を下支えする拠点づくりに取り組んでいきます。

オ 都市防災の整備方針

(ア) 利根川の治水対策

国や関係機関に対し、利根川の治水対策について要請していく等、安全なまちづくりに向けた取組を継続していきます。

(イ) 外国人にもわかりやすい避難誘導サイン

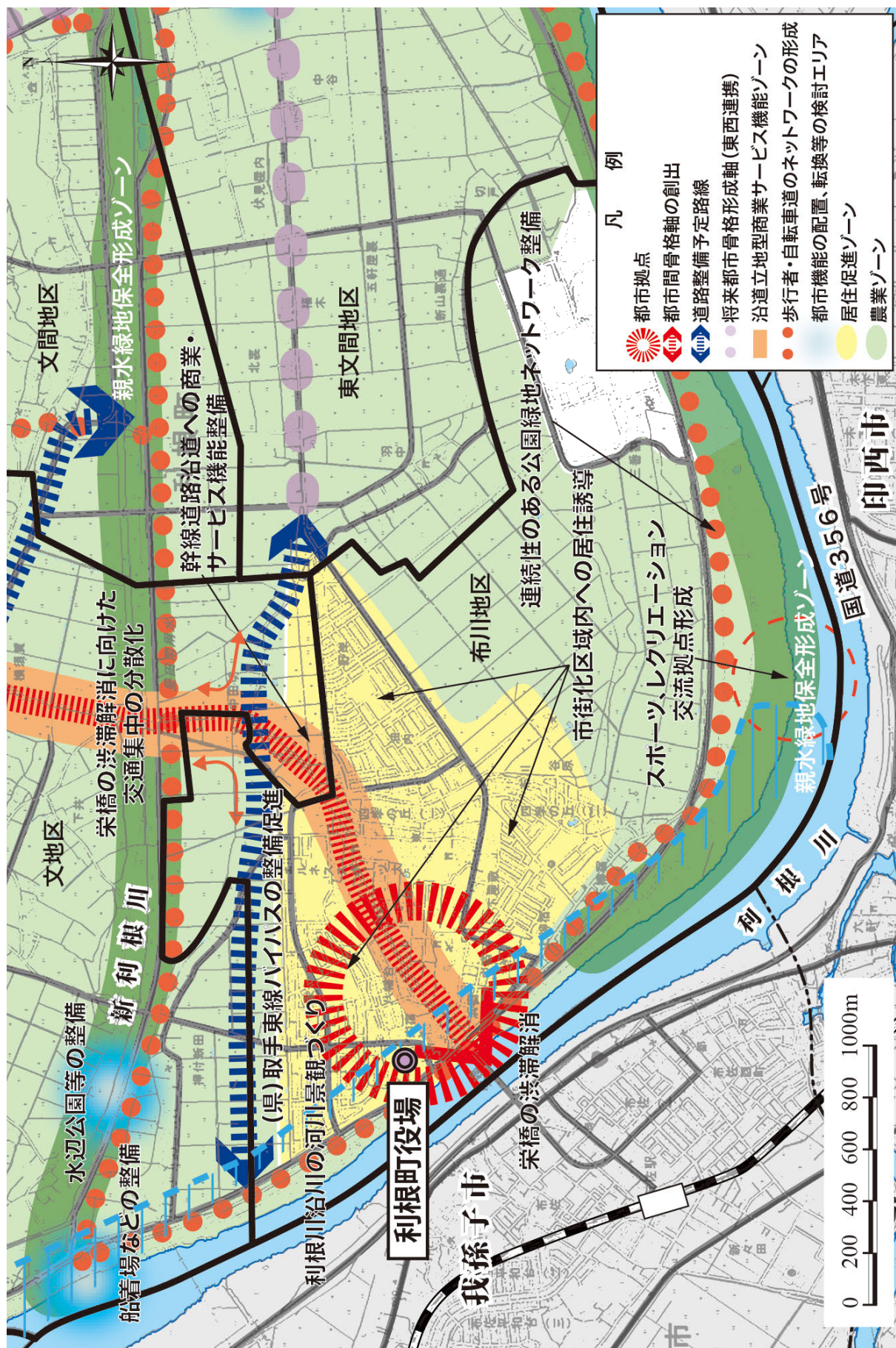
災害発生時の安全な誘導をサポートする避難誘導標識の視認性を高める対策を検討します。また、外国人等の要援護者等にもわかりやすく安全な避難誘導効果の高いサイン整備を検討します。

カ 農業振興の方針

(ア) 新たなる農業への展開の検討

住宅団地と農業地帯が隣接するこの地区においては、農作物のブランド化や地域を視野に入れた市民農園等への取組を検討する等、農業を新たな産業として捉えた事業展開を図ります。

図4-13 布川地区将来都市構想図



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

資料編

3. 文間地区の将来像と都市整備方針

(1) 地区の将来像

本地区の将来像は、次のとおりとします。

～歴史や自然環境と調和した 人の心が和むまち～

【将来像達成に向けた重点課題】

- 蛟蛸神社や鎌倉街道等，歴史的・文化的財産継承する仕組みづくりと人々の交流促進環境の整備
- 立木緑地環境保全地域等を背景とした自然と住環境の良好な保全

(2) 都市整備方針

地区の将来像を実現するための本地区の都市整備方針は、次のとおりです。

ア 土地利用の方針

(ア) 周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導

古民家カフェ，古民家レストランや民泊施設等の地域振興に資する既存ストックの有効活用に向けた検討を行っていきます。

(イ) 良好な田園環境の保全に配慮した土地利用の誘導

既存集落地区と周辺の田園環境と調和した土地利用の誘導により，ゆとりある生活環境の維持を図ります。

(ウ) 豊かな自然環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導

丘陵地の斜面緑地を保全し，自然災害の防止や集落地の屋敷林，歴史ある社叢（神社等の林）等を含めた森林環境と集落が共生する生活環境の維持を図ります。

(エ) 農業基盤整備のための圃場整備事業の推進

優良な農地を保全し，新たな担い手による農業経営を行うため，農地の集積化を図るとともに，老朽化した用排水設備の更新等により，農業基盤の維持・整備を進めます。

イ 道路・交通施設の整備方針

(ア) 生活道路の整備

■ 生活道路の安全性・快適性の確保

子どもから高齢者等すべての人が安全で快適に通行できるように歩道のバリアフリー化や幅員の確保等を図ります。

■ 狭あい道路の改善

車のすれ違いや緊急自動車の通行が可能となるよう拡幅整備を進めます。

(イ) 利便性の高い公共交通サービス

地区特性に応じた路線バス等、生活交通の維持や確保に努め、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。

(ウ) 町道の整備

町道112号線の拡幅を推進し、通学や地域の交通の安全を図ります。

ウ 都市環境（公園・緑地・河川）の整備方針

(ア) 公園・緑地

■ 歴史的風土を継承する公園緑地のネットワーク

蛟蛸神社や鎌倉街道等、歴史的・文化的財産をつなぐ緑地、遊歩道のネットワーク形成を進めます。

■ 屋敷林等の保全

集落地等の屋敷林の保全を図るとともに、塀や生け垣等バリエーションのある既存緑化資源を活用した緑化を図ります。

■ 親水公園の保全と活用

新利根川沿川で地区の南部に接する親水公園は、町民の憩いの場となっており、これらの保全に努めるとともに、新利根川沿い等のウォーキング・サイクルロードの整備推進により、更なる機能向上を図ります。

(イ) 景観

■ 地区特性を活かした景観づくり

貴重な歴史的建物が多く残されており、これらは、将来的にも町の重要な景観資源として周辺の環境と一体となった保全と活用に努めます。

(ウ) 下水道

■ 公共下水道の整備

費用対効果を十分見極めながら、公共下水道本管への接続を促し、既存の下水道整備の活用を図ります。

(エ) 既存ストックの利活用及び適切な維持管理の推進

民間が所有する空き地、空き店舗等の遊休施設・低未利用地の利活用を促進します。

(オ) 環境保全

■ 資源・エネルギー循環型の都市形成

3R活動の推進や環境負荷への町民の意識啓発等により、ごみ排出の削減、水質の保全を図ります。

■ 新利根川の排水機能改善と水質浄化対策

町唯一の排水先である新利根川の流下能力や遊水機能の向上による治水対策を図るための整備を促進します。また、農業基盤整備事業を活用した排水路改修や公共下水道の整備及び高度処理型浄化槽の積極的な設置を促進します。

エ 拠点整備の方針

(ア) 地区の生活を支える小さな拠点づくり

生活サービスや地区活動の場等をつなぎ、地区の生活や経済活動を支える拠点づくりを検討します。

(イ) 歴史文化資源を活用した散策コース

由緒ある神社仏閣や古道等の散策ルートに併せ、古民家カフェや古民家レストラン等、ストック活用型観光レクリエーション拠点づくりを検討します。

オ 都市防災の整備方針

(ア) 自助・共助・公助による地区の安全性の確保

地域住民の共助と、行政による公助との連携体制を図ります。

(イ) 平常時から災害に備えた、強靱な施設、建築物の整備

建築物の耐震化・不燃化をはじめ、避難施設の整備等を図ります。

カ 農業振興の方針

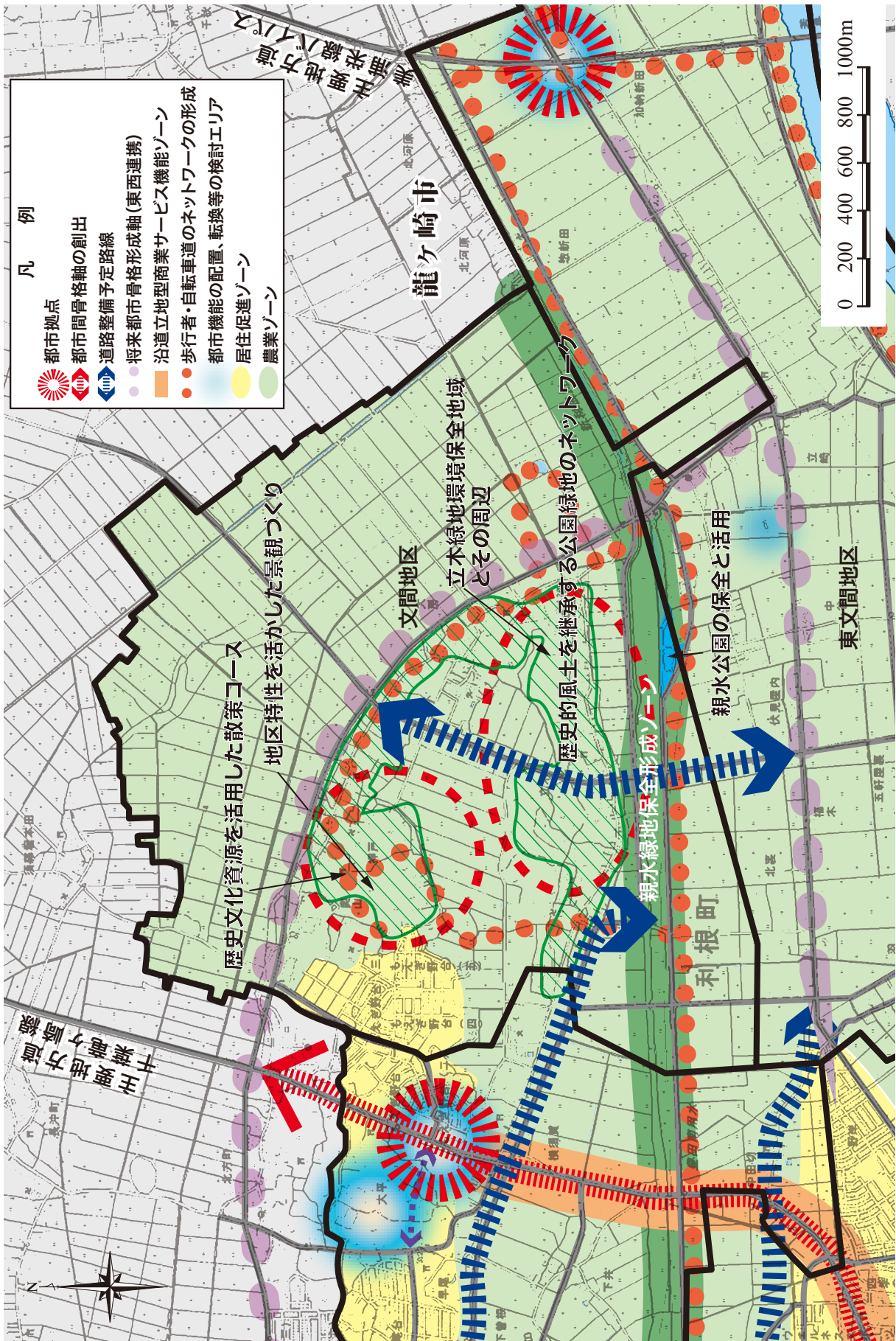
(ア) 新たなる農業への展開

後継者対策として新たな担い手による農業経営が可能な基盤整備を早期に推進し、農作物のブランド化を進めるとともに、他の産業との連携による新たな農業施策の展開を図ります。

(イ) 遊休地の有効活用

遊休地化している土地を市民農園や体験農業として有効活用し、都市と農村の人及び情報の交流を図り、地域の活性化を促進するため、新たな農業をつうじた交流を検討します。

図4-14 文間地区将来都市構造図



4. 東文間地区の将来像と都市整備方針

(1) 地区の将来像

東文間地区の将来像は、次のとおりとします。

～水と緑豊かな田園地帯に 人の心がふれあうまち～

【将来像達成に向けた重点課題】

- 地区活力の維持と振興を考慮した旧東文間小学校の利活用
- 茨城県と千葉県とを結ぶ県道美浦栄線バイパス沿線への産業立地対策
- 農業振興と調和した田園居住環境の維持・保全
- 高齢社会に適合したコミュニティ防災環境の整備

(2) 都市整備方針

地区の将来像を実現するための本地区の都市整備方針は、次のとおりです。

ア 土地利用の方針

(ア) 新たな産業拠点の形成

県道美浦栄線バイパス沿線の茨城県と千葉県とを結ぶ立地ポテンシャルを活かし、防災機能を備えた産業拠点整備を検討していきます。

(イ) 古民家や空家等の既存ストックの有効活用

地区活力の維持、向上に資する既存ストックの有効活用を検討します。

(ウ) 農業振興と調和した住区の維持

農業地域における良好な住環境を確保するために、遊休農地の管理、活用を検討するとともに、土地所有者や地域住民の意向を踏まえ、気軽に農業や自然に親しむことのできる農業公園等の公園・緑地への活用等、遊休農地の有効的な活用を検討します。

イ 道路・交通施設の整備方針

(ア) 主要道路網の整備促進

県道取手東線について、拡幅・改良整備促進に努めます。

(イ) 歩行者や自転車の安全確保

県道や町道の課題のある区間について、歩行者や自転車の通行往来の安全を図るため歩道等の整備を図ります。

(ウ) 生活道路の安全性・快適性の確保

子どもから高齢者等すべての人が安全で快適に通行できるように歩道のバリアフリー化や幅員の確保等を図ります。

(エ) 地区特性に応じた路線バス等生活交通の維持,確保

公共交通不便地区の解消に努め,誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。

ウ 都市環境(公園・緑地・河川)の整備方針

(ア) 公園

■ 魅力ある公園・緑地の形成による多様な交流の促進

親水公園の保全と活用を図るとともに,利根川,新利根川沿いのウォーキング・サイクルロードを整備します。

■ 屋敷林等の保全

新利根川沿川をはじめとした集落地における屋敷林の保全に努めます。

このため,屋敷林等の管理協定制度や緑の管理機構の設立等,高齢化する所有者支援対策を検討していきます。

(イ) 景観

■ 田園景観

一団となった優良農地が広がる良好な田園景観を保全していくために,景観農業振興地域整備計画等の作成について検討していきます。

■ 利根川沿川地域の風景の継承

利根川や新利根川沿川の河川景観の維持保全に努め,本地域が持つ利根川沿川地域の風景を継承していきます。

■ 親水性や生態系を考慮した魅力的な景観の形成

水辺空間の保全と親水性や生態系も考慮した船着場の整備等により,魅力的な景観の形成を図ります。

(ウ) 下水道

■ 公共下水道の整備

費用対効果を十分見極めながら,公共下水道本管への接続を促し,既存の下水道整備の活用を図ります。

エ 拠点整備の方針

(ア) 地区の活性化に資する既存ストックの活用

旧東文間小学校施設の利活用を進めます。

また、近接する利根町生涯学習センターとの連携等を考慮し、生涯学習施設としての機能を持たせた若者や地域住民とのふれあいの場としての整備を検討します。

(イ) 活用増進に資する幹線道路沿道サービス機能の配備

県道美浦栄線バイパスの交通利便性を活かし、通行車両の休憩施設等への活用を図る等、地域への滞留と消費の場づくりを検討します。

(ウ) 文化的な施設が集積する拠点整備

中谷地区には、利根町生涯学習センター、利根町歴史民俗資料館、旧東文間小学校、東文間保育園等があり、子どもから高齢者まですべての町民が利用しやすい文化施設拠点の整備に努めます。

オ 都市防災の整備方針

(ア) 利根川の治水対策

地区の南部に沿う利根川の治水対策の促進を図ります。

(イ) 新利根川の排水機能改善と水質浄化対策

町唯一の排水先である新利根川の流下能力や、遊水機能の向上による治水対策を図るための整備を促進します。また、農業基盤整備事業を活用した排水路改修や高度処理型浄化槽の積極的な設置を促進します。

(ウ) 自助・共助・公助による地区の安全性の確保

地域住民の共助と、行政による公助との連携体制を図ります。

(エ) 平常時から災害に備えた、強靱な施設、建築物の整備

建築物の耐震化・不燃化をはじめ、防災公園等一時的な避難集合場所の確保を図る等、コミュニティ防災基盤の拡充に努めます。

カ 農業振興の方針

(ア) 新たな農業への展開と他分野との連携

官民協働により全国を視野に入れた地場農産物のPR方法や販売方法を検討し実践するとともに、関係機関や他の産業との連携による特産品の開発やブランド化を進める等、新たな農業施策の展開を図ります。

(イ) 基盤整備効果の活用

大規模営農が可能な基盤整備が行われた地域であり、今後の開発は町や地域にとって有効で有益な必要最小限の開発にとどめ、基盤整備の効果が十分に発揮されるよう農地の保全を図るとともに、後継者対策を進めます。

(ウ) 市民農園や体験農業等の実施

休耕田や転作農地等を活用し、市民農園や体験農業等の取組を実施し、地区の農業者を講師とする等、地区の特色を活かした農村交流事業を検討します。

(エ) 地域や農作業従事者の安全確保

基盤整備により道路整備が充実し交通量が増えたことから、道路標識や防犯灯の設置等により、農作業従事者や地域住民に対する安全対策を講じます。

図4-15 東文間地区将来都市構想図

